

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検の状況

厚生労働省では、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保に重点的に取り組んでいる。全国の労働基準監督機関において、平成24年に6,007事業場に対し監督指導を実施し、このうち82%に当たる4,924事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められ、また、61%に当たる3,640事業場で自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）の違反が認められた。また、自動車運転者（運輸交通業）に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により送検した事業場は、80件となっている。

このように、自動車運転者の労働条件については、依然として問題が認められることから、今後とも、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令の周知徹底を図るほか、積極的に監督指導を実施する。また、指導に従わないあるいは法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、送検を行うなど厳正に対応していく。

1 監督指導状況

(1)① 平成22年以降において、労働基準監督機関が自動車運転者を使用する事業場に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は、次のとおりである。

※ 以下、表中の（）内は違反率

区 分		年	平成22年	平成23年	平成24年
トラック	監督実施事業場数		2,666	2,789	4,325
	労働基準関係法令違反事業場数		2,159 (81.0%)	2,264 (81.2%)	3,517 (81.3%)
	改善基準告示違反事業場数		1,687 (63.3%)	1,774 (63.6%)	2,751 (63.6%)
バス	監督実施事業場数		177	214	570
	労働基準関係法令違反事業場数		144 (81.4%)	170 (79.4%)	518 (90.9%)
	改善基準告示違反事業場数		109 (61.6%)	133 (62.1%)	415 (72.8%)
タクシー・ ハイヤー	監督実施事業場数		779	639	552
	労働基準関係法令違反事業場数		660 (84.7%)	554 (86.7%)	482 (87.3%)
	改善基準告示違反事業場数		341 (43.8%)	296 (46.3%)	241 (43.7%)
その他	監督実施事業場数		371	389	560
	労働基準関係法令違反事業場数		274 (73.9%)	284 (73.0%)	407 (72.7%)
	改善基準告示違反事業場数		150 (40.4%)	136 (35.0%)	233 (41.6%)
合 計	監督実施事業場数		3,993	4,031	6,007
	労働基準関係法令違反事業場数		3,237 (81.1%)	3,272 (81.2%)	4,924 (82.0%)
	改善基準告示違反事業場数		2,287 (57.3%)	2,339 (58.0%)	3,640 (60.6%)

(2)①平成 24 年における労働基準関係法令の主な違反内容は、次のとおりである。

事 項 区 分	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令の 違反事業場数	主要違反事項		
			労働時間	休日	割増賃金
トラック	4,325 (100.0%)	3,517 (81.3%)	2,425 (56.1%)	232 (5.4%)	960 (22.2%)
バス	570 (100.0%)	518 (90.9%)	349 (61.2%)	52 (9.1%)	175 (30.7%)
ハイヤー・ タクシー	552 (100.0%)	482 (87.3%)	265 (48.0%)	33 (6.0%)	190 (34.4%)
その他	560 (100.0%)	407 (72.7%)	259 (46.3%)	27 (4.8%)	137 (24.5%)
合計	6,007 (100.0%)	4,924 (82.0%)	3,298 (54.9%)	344 (5.7%)	1,462 (24.3%)

②平成 24 年における改善基準告示の主な違反内容は、次のとおりである。

事 項 区 分	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
トラック	4,325 (100.0%)	2,751 (63.6%)	1,633 (37.8%)	2,238 (51.7%)	1,766 (40.8%)	875 (20.2%)	1,535 (35.5%)	210 (4.9%)
バス	570 (100.0%)	415 (72.8%)	202 (35.4%)	329 (57.7%)	191 (33.5%)	80 (14.0%)	149 (26.1%)	28 (4.9%)
ハイヤー・ タクシー	552 (100.0%)	241 (43.7%)	130 (23.6%)	194 (35.1%)	69 (12.5%)	—	—	30 (5.4%)
その他	560 (100.0%)	233 (41.6%)	130 (23.2%)	174 (31.1%)	133 (23.8%)	82 (14.6%)	135 (24.1%)	17 (3.0%)
合計	6,007 (100.0%)	3,640 (60.6%)	2,095 (34.9%)	2,935 (48.9%)	2,159 (35.9%)	1,037 (17.3%)	1,819 (30.3%)	285 (4.7%)

2 平成 24 年における監督指導事例には、次のようなものがあった。

<トラック>

事例 1：実態と乖離した労働時間管理書類の矛盾点を指摘し、実際の労働時間管理書類を提示させて指導し、時間外労働を削減させた事例

【概要】

- ・長時間労働が行われているとの情報に基づき臨検監督を実施
- ・事業場から提出された日報等の記載内容が、事前に寄せられた情報と異なることから矛盾点を指摘したところ、事業者は改ざんを認め、実際の労働時間管理書類を提示

【是正勧告事項】

- ・労働基準法第 32 条（労働時間）違反
- ・改善基準告示（1 か月の総拘束時間、休息期間、運転時間）違反

事例 2：組織的な労働時間管理を指導した結果、改善基準告示違反を是正させた事例

【概要】

- ・改善基準告示違反の原因が、運行管理体制や労働者の知識不足にあったため、全社的な管理体制の見直し、個々の労働者に対する教育を指導
- ・指導の結果、内勤者による運転者の拘束時間管理体制の強化、本社から定期的な改善基準告示遵守の注意喚起、労働者教育の実施等により是正

【是正勧告事項】

- ・労働基準法第 32 条（労働時間）違反
- ・改善基準告示（1 か月の総拘束時間）違反

<バス>

事例 1：地方運輸機関と合同監督・監査を実施し、改善基準告示違反を是正させた事例

【概要】

- ・高速ツアーバスを運行する事業場に対し地方運輸機関と合同監督・監査を実施
- ・指導の結果、労働時間管理が適正に行われる体制が整えられたほか、運転者 1 名では法令遵守が難しい一部の高速ツアーバスの運行が廃止され是正

【是正勧告事項】

- ・労働基準法第 32 条（労働時間）違反
- ・改善基準告示（1 日の最大拘束時間、休息期間）違反

<ハイヤー・タクシー>

事例 1：出来払制の保障給がないことに対して指導し、賃金体系を見直させた事例

【概要】

- ・出来高払制（オール歩合制・累進歩合制）で最低保障給の定めなく、最低賃金法違反を確認
- ・指導の結果、労働者 1 名に対し、過去の不足分の賃金約 13 万円が支払われ是正
- ・また、労働時間に応じた賃金保障が行われる制度の創設及び累進歩合制が廃止

【是正勧告事項】

- ・最低賃金法第 4 条（最低賃金の効力）違反

3 送検状況

- (1) 平成 24 年において、労働基準監督機関が自動車運転者を使用する事業場（運輸交通業）に係る労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
運輸交通業	84	57	80
トラック事業	67	39	51
バス事業	1	3	5
ハイヤー・タクシー事業	12	7	19

- (2) 平成 24 年における送検事例には、次のようなものがあった。

事例 1： 時間外労働及び休日労働に関する協定の上限時間を超える違法な時間外労働を行わせたとしてトラック事業者とその取締役社長及び営業部長を、労働基準法違反の疑いで送検した事例

【概要】

地方運輸機関からの通報を受けて臨検監督を実施したところ、トラック運転者に対し、時間外労働・休日労働に関する協定で定めた上限時間である月 80 時間を超える月 99 時間の時間外労働を行わせていた。再三の指導にも関わらず、拘束時間及び時間外労働を削減しなかったことから、悪質と判断し送検した。

【違反事実】

〔労働基準法第 32 条第 1 項〕

トラック運転者 3 名に対し、時間外労働及び休日労働に関する協定で定めた上限時間である月 80 時間を超える時間外労働を行わせていたもの。

事例 2： 時間外労働及び休日労働に関する協定の締結・届出がないにもかかわらず時間外労働を行わせたとして、高速ツアーバス事業者及びその代表取締役を、労働基準法違反の疑いで送検した事例

【概要】

高速ツアーバス運転者が交通事故を起こし、当該運転者を含め乗員乗客が死傷するという重大な事故が発生したため、臨検監督を実施したところ、事業場内の自動車運転者について、時間外労働・休日労働に関する協定の締結・届出がないにもかかわらず、1 日 8 時間を超え、1 日最大 5 時間の時間外労働を行わせていたため、送検した。

【違反事実】

〔労働基準法第 32 条第 2 項〕

高速ツアーバス運転者 2 名に対し、時間外労働・休日労働に関する協定の締結・届出がないにもかかわらず、1 日 8 時間を超える時間外労働を行わせていたもの。

事例3： 時間外労働及び休日労働に関する協定の上限時間を超える違法な時間外労働を行わせたとしてトラック事業者及びその代表取締役を、労働基準法違反の疑いで送検した事例

【概要】

トラック運転者が歩行者を轢き死亡させるという重大な交通事故を起こしたことを契機として臨検監督を実施したところ、トラック運転者に対し、時間外労働・休日労働に関する協定で定めた上限時間である月 100 時間を超える月 190 時間の時間外労働を行わせていたため、送検した。

【違反事実】

〔労働基準法第 32 条第 1 項、第 2 項〕

事故を起こしたトラック運転者に対し、時間外労働及び休日労働に関する協定で定めた上限時間である 1 日 7 時間、1 か月 100 時間を超える時間外労働を行わせていたもの。

事例4： 最低賃金違反を繰り返し行ったとして、タクシー事業者及びその代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで送検した事例

【概要】

A 社及び同社代表取締役 B は、労働基準監督官からタクシー運転者の最低賃金法違反について繰り返し是正勧告されたにもかかわらず、是正しなかったため、悪質と判断し、送検したもの。

【違反事実】

〔最低賃金法第 4 条第 1 項〕

タクシー運転者 6 名に対し、1 か月から 3 か月にわたり最低賃金額以上の賃金の支払いを行わなかったもの。

事例5： 囲いを設ける等墜落防止措置を講じなかったとして、トラック事業者及びその代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例

【概要】

飼料会社の工場敷地内において、貨物自動車に設けられた高さ約 3 メートルの作業床で、安全带を使用させる等同所からの墜落を防止する措置を講じることなく、労働者に飼料の積み込み作業を行わせたため、労働者が作業中に作業床から墜落し、死亡するという重大な結果を招いたと判断し送検した。

【違反事実】

〔労働安全衛生法第 21 条第 2 項（労働安全衛生規則第 519 条第 2 項）違反〕

高さ 2 メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に囲い等を設けることが著しく困難なときに、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置が講じられなかったもの。

4 自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導における国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報しています。

【相互通報制度の実施状況】

年	労働基準監督機関から 通報した件数	労働基準監督機関が 通報を受けた件数
平成 22 年	708 件	408 件
平成 23 年	835 件	449 件
平成 24 年	1,140 件	399 件

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

労働基準監督機関が有する行政指導及び司法処分の権限並びに地方運輸機関が有する行政指導及び行政処分の権限を合同監督・監査を契機として行使することにより、効果的な指導を行い、もって自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図っています。

※開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成 18 年度）
トラック事業場及びバス事業場（平成 20 年度）

【合同監督・監査の実施状況】

年	トラック	バス	タクシー	合計
平成 22 年	99 件	23 件	87 件	209 件
平成 23 年	95 件	32 件	49 件	176 件
平成 24 年	86 件	278 件※	27 件	391 件

※ 5、6 月に、高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する一斉監督を実施。
実施結果：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002f1sr.html>